

帯広東ロータリークラブ細則（改正案）

現	新
<p>第2条 理事会 本クラブの管理主体は、本細則第3条第1節に基づいて選挙された5名の理事と、会長、直前会長、会長エレクト、副会長、幹事、会計、会場監督の7名の役員による理事会とする。 12名の理事、役員は理事会において議事の議決権を有する。また、オブザーバーとして副幹事、副会計も理事会に出席する義務を負う。</p> <p>第3条 理事および役員を選出 役員を選出すべき会合の1ヶ月前の例会において、その議長たる役員は会員に対して会長ノミニーおよび次年度副会長、幹事、会計、会場監督、および5名の理事を指名することを求めなければならない。</p> <p>第1節 理事および役員 (a) 会長エレクトは次年度副会長、幹事、会計、会場監督および5名の理事を年次総会において指名して承認を受けるものとする。その後7月1日に始まる年度に理事会のメンバーを務める。 (b) 理事エレクトまたは役員エレクトの地位に生じた欠員は、残りの被選理事の決定によって補填すべきものとする。</p> <p>第2節 会長ノミニー 会長ノミニーの指名はクラブの定めるところによって設置された指名委員会によって行われる。 (a) 指名委員会により指名された会長ノミニーは、年次総会において承認を受けた後、受諾宣言するものとする。その後7月1日に始まる年度に会長エレクトの役職名が与えられ理事会のメンバーを務めた年度直後の7月1日に会長に就任するものとする。 (b) 会長ノミニーは、幹事、会計（ノミニー）を指名するものとする。その後7月1日に始まる年度に幹事、会計（エレクト）として副幹事、副会計となる。</p>	<p>第2条 理事会 本クラブの管理主体は、本細則第3条第1節に基づいて選挙された5名の理事と、会長、直前会長、会長エレクト、1名または数名の副会長、幹事、会計、会場監督の役員による理事会とする。 理事、役員は理事会において議事の議決権を有する。また、オブザーバーとして副幹事、副会計も理事会に出席する義務を負う。</p> <p>第3条 理事および役員を選出 役員を選出すべき会合の1ヶ月前の例会において、その議長たる役員は会員に対して会長ノミニーおよび次年度副会長、幹事、会計、会場監督、および5名の理事を指名することを求めなければならない。</p> <p>第1節 理事および役員 (a) 会長エレクトは次年度副会長、幹事、会計、会場監督および5名の理事を年次総会において指名して承認を受けるものとする。その後7月1日に始まる年度に理事会のメンバーを務める。 (b) 理事エレクトまたは役員エレクトの地位に生じた欠員は、残りの被選理事の決定によって補填すべきものとする。</p> <p>第2節 会長ノミニー 会長ノミニーの指名はクラブの定めるところによって設置された指名委員会によって行われる。 (a) 指名委員会により指名された会長ノミニーは、年次総会において承認を受けた後、受諾宣言するものとする。その後7月1日に始まる年度に会長エレクトの役職名が与えられ理事会のメンバーを務めた年度直後の7月1日に会長に就任するものとする。 (b) 会長ノミニーは、幹事、会計（ノミニー）を指名するものとする。その後7月1日に始まる年度に幹事、会計（エレクト）として副幹事、副会計となる。</p>

推奨ロータリークラブ細則

<p>第2条 理事会 本クラブの管理主体は、理事会とする。理事会は、少なくとも、会長、直前会長、会長エレクト、幹事、会計で構成される。</p>

帯広東ロータリークラブ定款

第11条 理事および役員および委員会

第1節—管理主体。本クラブの管理主体は、細則に規定される理事会である。

第2節—権限。理事会は全役員および全委員会に対して総括的管理権を持ち、正当な理由がある場合は、そのいずれをも罷免することができる。

第3節—理事会による最終決定。クラブのあらゆる事項に関して、理事会の決定は最終的なものであって、クラブに対して提訴する以外にはこれを覆す余地はない。しかしながら、理事会が会員身分の終結の決定をした場合、会員は第13条第6節の規定に従って、クラブに提訴するか、調停または仲裁に訴えることができる。理事会の決定を覆すための提訴は、理事会が指定した例会において、定足数の出席を得て、その出席会員の3分の2の投票を必要とする。そして、当該例会の少なくとも5日前に、幹事が当該提訴の予告を各会員に対して与えていなければならない。提訴に対するクラブの決定が最終決定である。

第4節—役員。クラブの役員は、会長、直前会長、会長エレクト、幹事、会計とし、1名または数名の副会長も役員に含めることができ、これら全員を理事会メンバーとする。また、会場監督もクラブ役員であるが、細則が定める場合、理事会のメンバーとすることができる。各役員と理事は、本クラブの瑕疵なき会員であるものとする。クラブ役員は定期的に衛星クラブの例会に出席するものとする。

第5節—役員の実選。

- (a) 会長を除く役員の実選。各役員はクラブ細則の定めるところに従って選挙されるものとする。会長を除き、各役員は選挙された直後の7月1日に就任し、選挙された任期中または後任者が選挙されかつ適格となるまで在任する。
- (b) 会長の任期。会長ノミニーは、細則の定めるところに従って、会長として就任する日の直前18カ月以上2年以内に選挙されるものとする。会長ノミニーは、会長として就任する前の年度の7月1日に、会長エレクトになる。会長は、7月1日に就任し、1年間、その職務に当たる。後任者が選挙されない場合、現会長の任期は最長1年間延長される。
- (c) 会長の資格要件。クラブ会長の候補者は、ガバナーが1年未満であってもこの要件を満たしていると判断しない限り、指名に先立つ少なくとも1年間、本クラブの会員でなければならない。会長エレクトは、ガバナーエレクトから特に免除されない限り、会長エレクト研修セミナーと地区研修・協議会に出席するものとする。免除された場合は、会長エレクトがクラブから代理の者を派遣するものとする。会長エレクトが、ガバナーエレクトからの免除を受けずに、会長エレクト研修セミナーおよび研修・協議会に出席しない場合、あるいは、免除されてもクラブの代理をこれらの会合に派遣しなかった場合、かかる会長エレクトはクラブ会長に就任しないものとする。その場合、会長エレクト研修セミナーおよび研修・協議会、もしくはガバナーエレクトが十分であるとみなした研修に出席した後任者が選挙されるまで、現会長が継続してクラブ会長を務めるものとする。

第6節—本クラブの衛星クラブの組織運営。

- (a) 衛星クラブの監督。本クラブは、理事会が適切とみなす一般的な監督と支援を、衛星クラブに提供するものとする。
- (b) 衛星クラブの理事会。日々の運営のため、衛星クラブの理事会を毎年選出するものとする。この理事会は会員から選ばれ、細則の定めるところに従って、衛星クラブの役員および4~6名のその他の会員により構成される。衛星クラブの最高役員は議長(chair)であり、その他の役員は、直前議長、議長エレクト、幹事、会計とする。衛星クラブ理事会は、本クラブの指導の下、ロータリーの規定、要件、方針、目標、目的に従って、衛星クラブの日々の運営とクラブ活動の管理を担うものとする。本クラブ内または本クラブに対して、いかなる権限も持たない。
- (c) 衛星クラブの報告手続。衛星クラブは、毎年、クラブ会員と、クラブの活動およびプログラムに関する報告書を、本クラブの会長と理事会に提出するものとする。この報告書には、財務諸表と監査または審査済みの会計報告を添付するものとし、これらは、本クラブの年次総会に向けた報告書に含まれる。また、本クラブからの要請に応じて、その他の報告書を随時提出する。

第7節—委員会。本クラブは次の委員会を有すべきである。

- (a) クラブ管理運営
- (b) 会員増強
- (c) 公共イメージ
- (d) ロータリー財団、および
- (e) 奉仕プロジェクト

理事会または会長は、必要に応じて追加の委員会を任命できる。